

# ○銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第33号

(目的)

第1条 この要綱は、省エネルギーに寄与する住宅用設備、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を住宅（店舗等と併用するものを含む。以下同じ。）に導入する者に対し、予算の範囲内において、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、家庭における地球温暖化対策の推進及び電力の強靱化を図ることを目的とする。

(令5告示46・一部改正)

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる住宅用設備、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「補助対象設備」という。）は、関係法令を遵守して導入する未使用のものとし、その種類及び要件は、別表第1のとおりとする。

(令5告示46・令6告示26・一部改正)

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 補助対象設備を導入する住宅は、市内に所在する住宅であって、別表第2に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表に掲げる要件を満たすものとする。

(令5告示46・令6告示26・一部改正)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する住宅に補助対象設備を導入する者で、別表第3に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表に掲げる要件を満たすものとする。

(令5告示46・令6告示26・一部改正)

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第4のとおりとする。

- 2 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、当該経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合は、更に当該補助金の額を控除するものとする。
- 3 補助金は、補助対象設備（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。）の種類ごとに、一の住宅につき1回（集合住宅の専有部分において利用する設備を設置する場合は、1戸に限り1回）を限度として交付するものとする。ただし、過去にこの要綱の定めるところにより補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合は、この限りでない。
- 4 補助金は、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）を導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）1人につき1回に限り交付する。

（令5告示46・令6告示26・令7告示24・一部改正）

（交付の申請）

第6条 申請者は、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に着手する前（補助対象設備があらかじめ設置された住宅を取得する場合は、当該住宅の引渡しを受ける前）に、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に別表第5の設備の種類の種類に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の添付書類の欄に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象設備が電気自動車等である場合は、当該電気自動車等の引渡しを受けた後においても提出することができる。

（令5告示46・令6告示26・令7告示24・一部改正）

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金

の交付の可否を決定し、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（令5告示46・令7告示24・一部改正）

（変更の申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付決定に係る申請の内容を変更しようとするときは、速やかに銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（却下）通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（令5告示46・令6告示26・令7告示24・一部改正）

（申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、補助対象設備の導入を中止しようとするときは、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（令5告示46・令7告示24・一部改正）

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了した日から30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日（その日が銚子市の休日に関する条例（平成4年銚子市条例第20号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日）のいずれか早い日までに、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（別記様式第6号）に別表第6の設備の種類の種類に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の添付

書類の欄に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(令5告示46・令6告示26・令7告示24・一部改正)

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する報告書が提出されたときは、必要に応じて現地調査等によりその内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付確定通知書(別記様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(令5告示46・令7告示24・一部改正)

(交付の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、その通知を受けた日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月15日(その日が市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日)のいずれか早い日までに、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(令5告示46・令6告示26・令7告示24・一部改正)

(財産の管理)

第13条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第14条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間(以下「財産処分制限期間」という。)は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、銚

子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（別記様式第9号）により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、別表第7の設備の種類  
の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の期間の欄に掲げる期間とする。
- 3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、銚子  
市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（却下）通知書（別記様式第10  
号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産  
処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相  
当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）  
を返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他の  
やむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部  
を免除することができる。

（令5告示46・令6告示26・令7告示24・一部改正）

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補  
助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、銚子市住宅用  
設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により、  
その者に通知するものとする。

（令5告示46・令6告示26・令7告示24・一部改正）

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(令6告示26・一部改正)

(協力の義務)

第17条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を導入した者は、市長から効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日告示第46号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第26号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日告示第24号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の調整をし、なお使用することができる。

附 則 (令和8年3月31日告示第24号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（令5告示46・令6告示26・令7告示24・令8告示24・一部改正）

補助対象設備の要件

設備の種類	要件
住宅用太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、自らが居住する住宅において電気が消費されるもののうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線に逆潮流で連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動、停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること。</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合にあっては系列ごとに当該値を合計した数値とし、既存設備に加えて増設する場合にあっては既存設備分を含めた増設後の設備一式の数値とする。）が10キロ</p>

	ワット未満であること。
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するに当たり、国が令和6年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により窓又はガラスとして登録されているものであり、窓全体の熱貫流率 $U_w$ が1.9以下のものであること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元により電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
家庭用燃料電池システム（エネルギーファーム）	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているもの（停電時自立運転機能を有するものに限る。）であること。
電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、次の各号

	<p>に掲げる全ての要件を満たすものであること。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
<p>プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車であって、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものであること。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p>

	<p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>
V2H充放電設備	電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

#### 備考

- 1 市の実施する他の助成制度を利用して導入した設備については、補助対象設備から除外する。
- 2 室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。）。
- 3 窓の断熱改修を行う場合においては、換気小窓（障子に組み込まれた小窓であって、障子を閉めた状態で換気を行うことができるものをいう。）、ガラスを用いた窓（幅300ミリメートル以下、高さ200ミリメートル以下のもの又は幅200ミリメートル以下、高さ300ミリメートル以下のものに限る。）、換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア及び勝手口ドア、玄関ドアに附属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象機器を用いた改修を行う場合は補助対象経費に含めることができる。

#### 別表第2（第3条関係）

（令6告示26・追加、令7告示24・一部改正）

#### 補助対象設備を導入する住宅の要件

設備の種類	要件
住宅用太陽光発電システム	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 住宅用太陽光発電システム設置工事の着工の前日までに当該住宅の建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する者が所有する住宅又は第三者が所有し、若しくは第三者と共有する住宅であって、当該設置する者が居住する住宅であること。</p>
窓の断熱改修	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 窓の断熱改修工事着工の前日までに当該住宅の建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 窓の断熱改修工事をする者が所有する住宅又は第三者が所有し、若しくは第三者と共有する住宅であって、当該工事をする者が居住する住宅であること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 第10条の規定による実績報告の日までに住宅用太陽光発電システムが設置されていること。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。</p> <p>ア 補助対象設備を設置する者が、自らの居住の用に供するために新築する住宅であること。</p> <p>イ 補助対象設備を設置する者が所有する住宅又は第三者が所有し、若しくは第三者と共有する住宅であって、当該設置する者が居住する住宅であること。</p> <p>ウ 自らの居住の用に供するために取得した住宅であって、住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ</p>

	め設置されたものであること。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>次の各号に掲げるいずれかの要件に該当すること。</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する者が、自らの居住の用に供するために新築する住宅であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する者が所有する住宅又は第三者が所有し、若しくは第三者と共有する住宅であって、当該設置する者が居住する住宅であること。</p> <p>(3) 自らの居住の用に供するために取得した住宅であって、住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置されたものであること。</p>
電気自動車等	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 第10条の規定による実績報告の日までに住宅用太陽光発電システムが設置され、かつ、発電した電気を電気自動車等に給電できること。</p> <p>(2) 第10条の規定による実績報告の日までに補助事業を実施する者が、自らの居住の用に供する住宅であること。</p> <p>(3) 住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとする場合においては、第10条の規定による実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。</p>
V2H充放電設備	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 第10条の規定による実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。</p> <p>ア 補助対象設備を設置する者が、自らの居住の用に供するため</p>

	<p>に新築する住宅であること。</p> <p>イ 補助対象設備を設置する者が所有する住宅又は第三者が所有し、若しくは第三者と共有する住宅であって、当該設置する者が居住する住宅であること。</p> <p>ウ 自らの居住の用に供するために取得した住宅であって、住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置されたものであること。</p>
--	--

別表第3（第4条関係）

（令6告示26・追加、令7告示24・一部改正）

補助対象者の要件

設備の種類	要件
全ての補助対象設備	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 銚子市暴力団排除条例（平成24年銚子市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>(2) 本市に住所を有し、住民基本台帳に記録されている者（第10条に規定する実績報告を行う日までに本市に住所を有し、住民基本台帳に記録される者を含む。）であること（当該者が個人である場合に限る。）。</p> <p>(3) 市税等（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第14号に規定する地方団体の徴収金であって、市が徴収するものをいう。）を滞納していないこと。</p> <p>(4) 補助対象設備の設置又は購入に係る経費を自ら負担し、かつ、当該補助対象設備を所有すること（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイ</p>

	<p>ナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。 ) 。</p> <p>(5) 補助対象設備の導入をリースで行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>ア 補助対象設備を導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うこと。</p> <p>イ リース事業者は、補助金相当額を月額リース料金から減額すること。</p> <p>ウ リース期間が第14条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約であること。ただし、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約の場合は、この限りでない。</p>
<p>住宅用太陽光発電システム、窓の断熱改修又はV2H充放電設備</p>	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する住宅を第三者が所有し、又は第三者と共有する場合は、全ての所有者又は共有者から当該補助対象設備の設置について承諾を得ていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
<p>定置用リチウムイオン蓄電システム又は家庭用燃料電池システム(エネファーム)</p>	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する住宅を第三者が所有し、又は第三者と共有する場合は、全ての所有者又は共有者から当該補助対象設備の設置について承諾を得ていること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成</p>

	<p>する者が、この要綱に基づく補助を受けていないこと。ただし、過去に補助を受けた補助対象設備について、別表第7の期間の欄に掲げる期間を経過し、これを交換し、又は増設する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金の交付を重複してを受けていないこと。</p>
電気自動車等	導入する住宅において、申請者がこの要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。

別表第4 (第5条及び第10条関係)

(令5告示46・一部改正、令6告示26・旧別表第2線下・一部改正、令7告示24・令8告示24・一部改正)

補助対象経費及び補助金の額

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー(インバータ・保護装置)、その他付属機器(計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等)の購入費、工事費(据付け・配線工事等)	太陽電池の公称最大出力1キロワットにつき10,000円。ただし、上限50,000円とする。
窓の断熱改修	設備本体(ガラス、窓)及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取り付け)	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額。ただし、上限80,000円とする。

	け費、内窓取り付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等)	
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付け・配線工事等）	上限70,000円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（給湯器、リモコン等）の購入費及び工事費（据付け・配線・配管工事等）	上限100,000円
電気自動車	電気自動車本体の購入費	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 上限150,000円
		住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限100,000円
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合

自動車		上限150,000円
		住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限100,000円
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額。ただし、上限250,000円とする。

備考

- 1 窓の断熱改修を行う場合においては、網戸、雨戸等の窓付属部材費及びガラスが付随するドア（窓として登録されているものを除く。）の本体並びにそれらの交換に要する工事費は、対象経費に含まない。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第5（第6条関係）

（令7告示24・追加）

交付申請書の添付書類

設備の種類	添付書類
全ての補助対象設備	(1) 事業計画書（別記様式第12号） (2) 補助対象設備の設置又は購入に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する当該補助対象設備の購入及び工事に係る経費が確認できる書類並びにリース契約書の写し） (3) リース料金の算定根拠明細書（別記様式第13号）（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。） (4) カタログ、仕様書その他の補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し

	<p>(5) 補助対象設備を導入する住宅の位置が確認できる地図</p> <p>(6) リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。）</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p>
住宅用太陽光発電システム	<p>(1) 補助対象設備の設置予定図面</p> <p>(2) 補助対象設備の設置工事の着工前の状況が確認できる写真</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2住宅用太陽光発電システムの項要件の欄第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類</p>
窓の断熱改修	<p>(1) 補助対象設備の設置予定図面（平面図及び立面図）</p> <p>(2) 補助対象設備の設置工事の着工前の状況が確認できる写真</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱改修の項要件の欄第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）又はV2H充電設備	<p>(1) 補助対象設備の設置予定図面</p> <p>(2) 補助対象設備の設置工事の着工前の状況が確認できる写真</p>

別表第6（第10条関係）

（令7告示24・追加）

実績報告書の添付書類

設備の種類	添付書類
全ての補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業結果報告書（別記様式第14号）</li> <li>(2) 補助対象設備の設置又は購入に係る経費の領収及び内訳が確認できる書類の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）</li> <li>(3) 補助対象経費に国、県その他の団体から同種の補助金を充当する場合は、その補助金の額が確認できる書類</li> <li>(4) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
住宅用太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</li> <li>(2) 補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し</li> <li>(3) 電気事業者との接続契約締結を証する書類の写し</li> <li>(4) 出力対比表の写し</li> </ul>
窓の断熱改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</li> <li>(2) 補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し（窓の性能を証する書類の写しを含む。）</li> </ul>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</li> <li>(2) 補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し</li> <li>(3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2定置用リチウムイオン蓄電システムの項要件の欄第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類</li> </ul>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</li> <li>(2) 補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し</li> </ul>
電気自動車等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所におい</li> </ul>

	<p>て撮影したものに限る。)</p> <p>(2) 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表第2 電気自動車等の項要件の欄第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類</p> <p>(3) 自動車検査証記録事項の写し</p> <p>(4) 住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真</p> <p>(2) 補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅が別表第2のV2H充放電設備の項要件の欄第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類</p>

別表第7 (第14条第2項関係)

(令7告示24・追加)

財産処分制限期間

設備の種類	期間
住宅用太陽光発電システム	17年
窓の断熱改修	10年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	6年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年

別記

様式第1号（第6条関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

銚子市長 様

申請者	住所	〒 -
	(フリガナ)	
	氏名	
	電話番号	

補助対象設備がリース契約によるものである場合は、リース事業者が下記「申請者（リース事業者）」にご記入の上、リース先を上記「申請者」にご記入ください。

申請者 (リース事業者)	住所	〒 -
	(フリガナ)	
	氏名	
	(フリガナ) 代表者職・氏名	
	電話番号	

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

補助対象設備の種類（該当するものに☑）		補助金交付申請額
<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム		円
<input type="checkbox"/> 窓の断熱改修		
<input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム		
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム）		
<input type="checkbox"/> 電気自動車		
<input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車		
<input type="checkbox"/> V2H充電設備		
補助対象設備を導入する住宅等の所在地（該当するものに☑）	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と異なる⇒ (住所) 銚子市	
設備を導入する住宅（該当するものに☑） ※電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。 ※住宅用太陽光発電システム及び窓の断熱改修は既築のみ対象	<input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 新築	
申請者と住宅所有者が異なる場合は、右記に申請者以外の住宅所有者全員の署名 ※電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。	私は、私の所有する住宅に補助金申請者が銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備を設置することについて、同意しています。 （自署）	

交付申請書の添付書類

設備の種類	交付申請書の添付書類	購入	リース
全ての補助対象設備	事業計画書（別記様式第12号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の設置又は購入に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース事業者が購入する当該補助対象設備の購入及び工事に係る経費が確認できる書類並びにリース契約書の写し）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	リース料金の算定根拠明細書（別記様式第13号）（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。）	/	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備を導入する住宅の位置が確認できる地図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。）	/	<input type="checkbox"/>
	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	住宅用太陽光発電システム	補助対象設備の設置予定図面	<input type="checkbox"/>
補助対象設備の設置工事着工前の状況が確認できる写真		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助対象設備を設置する住宅が別表第2住宅用太陽光発電システムの項要件の欄第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
窓の断熱改修	補助対象設備の設置予定図面（平面図及び立面図）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の設置工事着工前の状況が確認できる写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備を設置する住宅が別表第2窓の断熱改修の項要件の欄第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）又はV2H充放電設備	補助対象設備の設置予定図面	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の設置工事着工前の状況が確認できる写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

様式第2号（第7条関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定（却下）通知書

銚子市 指令第 号  
年 月 日

様

銚子市長 印

年 月 日付で申請のあった銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、次のとおり決定（却下）したので、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付決定

(1) 交付決定額	金	円
(内訳) 住宅用太陽光発電システム		円
窓の断熱改修		円
定置用リチウムイオン蓄電システム		円
家庭用燃料電池システム(エネファーム)		円
電気自動車		円
プラグインハイブリッド自動車		円
V2H充放電設備		円

(2) 交付の条件

- ア この補助金は銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- イ 補助対象設備の導入を変更する場合には、市長の承認を受けること。

2 却 下

(理由)

様式第3号（第8条第1項関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

銚子市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付銚子市 指令第 号をもって交付決定された補助金に係る申請内容について、次のとおり変更したいので、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、承認くださるよう申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第4号（第8条第2項関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（却下）通知書

銚子市 指令第 号

年 月 日

様

銚子市長 印

年 月 日付で申請のあった変更について、次のとおり承認（却下）したので、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 承認

(1) 承認による交付決定額 金 円

(内訳) 住宅用太陽光発電システム	円
窓の断熱改修	円
定置用リチウムイオン蓄電システム	円
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	円
電気自動車	円
プラグインハイブリッド自動車	円
V2H充放電設備	円

(2) 承認の条件

2 却下

(理由)

様式第5号（第9条関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下書

年 月 日

銚子市長 様

届出者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付銚子市 指令第 号をもって交付決定された補助金について、その申請を取り下げたいので、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 補助金交付決定額	金	円
(内訳) 住宅用太陽光発電システム		円
窓の断熱改修		円
定置用リチウムイオン蓄電システム		円
家庭用燃料電池システム(エネファーム)		円
電気自動車		円
プラグインハイブリッド自動車		円
V2H充放電設備		円

2 取下げの理由

様式第6号（第10条関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

銚子市長 様

届出者	住所	〒 -
	(フリガナ)	
	氏名	
	電話番号	

補助対象設備がリース契約によるものである場合は、リース事業者が下記の「届出者（リース事業者）」にご記入の上、リース先を上記「届出者」にご記入ください。

届出者 (リース事業者)	住所	〒 -
	(フリガナ)	
	氏名	
	(フリガナ) 代表者職・氏名	
	電話番号	

年 月 日付銚子市 指令第 号をもって交付決定又は変更を承認された補助事業が完了したので、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

補助対象設備の種類（該当するものに☑）	補助金交付決定額
<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム	円
<input type="checkbox"/> 窓の断熱改修	
<input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電システム	
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	
<input type="checkbox"/> 電気自動車	
<input type="checkbox"/> プラグインハイブリッド自動車	
<input type="checkbox"/> V2H充放電設備	
事業完了日 ※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車にあっては、自動車検査証の登録日	年 月 日
市税等納付状況及び住民記録情報 確認同意欄 ※☑が必須 ※自署又は記名押印	<input type="checkbox"/> 私は、自らの市税等の納付状況及び住民記録情報について銚子市が確認することに同意します。 住 所 氏 名 生年月日（大正・昭和・平成・令和） 年 月 日 ※いずれかに○

実績報告書の添付書類

設備の種類	実績報告書の添付書類	購入	リース
全ての補助対象設備	事業結果報告書（別記様式第14号）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備の設置又は購入に係る経費の領収及び内訳が確認できる書類の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）	<input type="checkbox"/>	
	補助対象経費に国、県その他の団体からの補助金を充当する場合は、その補助金の額が確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅用太陽光発電システム	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	電気事業者との接続契約締結を証する書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	出力対比表の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
窓の断熱改修	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し（窓の性能を証する書類の写しでも差し支えない。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備を設置する住宅が別表第2定置用リチウムイオン蓄電システムの項要件の欄第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
電気自動車等	補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表第2電気自動車等の項要件の欄第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自動車検査証記録事項の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助金交付要綱別表第4において、住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
V2H充放電設備	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	補助対象設備を設置する住宅が別表第2のV2H充放電設備の項要件の欄第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

様式第7号（第11条関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付確定通知書

銚子市 達第 号  
年 月 日

様

銚子市長 印

年 月 日付け銚子市 指令第 号により交付決定（及び 年 月 日  
付け銚子市 指令第 号により変更等承認決定）した補助対象設備の設置に係る補助金について、  
次のとおり確定したので、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第11条の規定によ  
り通知します。

交付確定額 金 円

様式第8号（第12条関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

銚子市長 様

請求者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付銚子市 達第 号で額の確定のありました補助金について、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振 込 先（リースの場合は、リース事業者名義の口座を記入）

	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 出張所
預金種類	口 座 番 号	
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		
フリガナ		
口座名義人		



様式第10号（第14条第3項関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（却下）通知書

銚子市 指令第 号  
年 月 日

様

銚子市長 印

年 月 日付で申請のあった処分について、次のとおり承認（却下）したので、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 承認

(1) 承認の条件

(2) 納付額 金 円

2 却下

(理由)

様式第11号（第15条第2項関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書

銚子市 指令第 号  
年 月 日

様

銚子市長 印

年 月 日付銚子市 指令第 号をもって交付決定した銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、次のとおりその全部（一部）を取り消したので、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

- 1 取り消した補助金の額 円
- 2 取消後の補助金額 円
- 3 取消しの内容とその理由

様式第12号（第6条及び別表第5関係）

事業計画書

1 住宅用太陽光発電システム

メーカー名		
型式		
最大出力 (kW) ※小数点以下第2位を切り捨て		
設置済みの住宅用太陽光発電システム		<input type="checkbox"/> あり（設置済みの設備の最大出力 kW） <input type="checkbox"/> なし
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

2 窓の断熱改修

メーカー名		
SII製品型番/北海道環境財団登録番号		
製品名		
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の4分の1 (1,000円未満切り捨て)		円

3 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
パッケージ型番		
SII登録年月日		
蓄電容量 (kWh)		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
県の補助金との関係 ※設備の導入をリースで行う場合に限る。		<input type="checkbox"/> 県が実施する同種の補助金と重複して申請するものではありません。
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

#### 4 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能		<input type="checkbox"/> あり ※停電時自立運転機能を有するものに限る。
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

#### 5 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に給電できる。
V2H充放電設備 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

#### 6 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電設備		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車等		<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)		円

様式第13号（第6条及び別表第5関係）

リース料金の算定根拠明細書

年 月 日

銚子市長

様

リース事業者 所在地（住所）  
 名称（氏名）  
 代表者職・氏名  
 電話番号

リース先 住 所  
 氏 名  
 電話番号

補助事業で導入する設備の算定明細は、次のとおりで間違いありません。

また、リース料金や期間は、注意事項に記載されている内容となっており、補助金を受けた後も当該注意事項を遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		銚子市 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))

(注意事項)

- ・補助金ありの場合のリース料総額（e）をリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、又は補助金額確定後若しくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結の上、提出すること。
- ・補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額（f）が、補助金額合計（c）以上であること。
- ・市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形でリース先に還元されること。リース契約とは別にリース先に支払われる形は認められない。
- ・リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

様式第14号（第10条及び別表第6関係）

事業結果報告書

1 住宅用太陽光発電システム

メーカー名	
型式	
最大出力 (kW) ※小数点以下第2位を切り捨て	
既存住宅への設置	<input type="checkbox"/> 設備の設置工事着工日は、設置する住宅の建築工事完了日の翌日以降です。
設置済みの住宅用太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> あり（設置済みの設備の最大出力            kW） <input type="checkbox"/> なし
工事完了日	年    月    日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

2 窓の断熱改修

メーカー名	
SII製品型番/北海道環境財団登録番号	
製品名	
既存住宅への設置	<input type="checkbox"/> 設備の設置工事着工日は、設置する住宅の建築工事完了日の翌日以降です。
工事完了日	年    月    日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円
補助対象経費の4分の1 (1,000円未満切り捨て)	円

3 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	
パッケージ型番	
SII登録年月日	年    月    日
蓄電容量 (kWh)	
工事完了日	年    月    日
住宅用太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
県の補助金との関係 ※設備の導入をリースで行う場合に限る。	<input type="checkbox"/> 県が実施する同種の補助金と重複して交付を受けるものではありません。
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

#### 4 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名	
品名番号（発電ユニット）	
品名番号（貯湯ユニット）	
製造番号	
発電出力（kW）	
工事完了日	年 月 日
停電時自立運転機能	<input type="checkbox"/> あり
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

#### 5 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名	
型式	
登録年月日/交付年月日	
住宅用太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に給電できます。
V2H充放電設備 ※該当する方に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○ <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称
	住所
使用者	氏名又は名称
	住所
使用の本拠の位置	
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

#### 6 V2H充放電設備

メーカー名	
型式	
住宅用太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
電気自動車等	<input type="checkbox"/> あり（新設・既設） ※該当するものに○
工事完了日	年 月 日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円
補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て)	円

別記様式第1号（第6条関係）

（令7告示24・全改）

様式第2号（第7条関係）

（令7告示24・全改）

様式第3号（第8条第1項関係）

（令7告示24・全改）

様式第4号（第8条第2項関係）

（令7告示24・全改）

様式第5号（第9条関係）

（令7告示24・全改）

様式第6号（第10条関係）

（令7告示24・全改）

様式第7号（第11条関係）

（令7告示24・全改）

様式第8号（第12条関係）

（令7告示24・全改）

様式第9号（第14条第1項関係）

（令7告示24・全改）

様式第10号（第14条第3項関係）

（令7告示24・全改）

様式第11号（第15条第2項関係）

（令7告示24・全改）

様式第12号（第6条及び別表第5関係）

（令8告示24・全改）

様式第13号（第6条及び別表第5関係）

(令7告示24・全改)

様式第14号(第10条及び別表第6関係)

(令8告示24・全改)